



（ 公金受取口座での給付金受け取りをご希望の方へ ）



公金受取口座とは給付金などを受け取るための口座として、あらかじめ国（デジタル庁）に登録を行った口座です。登録しておく、スムーズに給付金等を受け取ることができます。
ただし、公金受取口座が未登録の場合や、銀行名や氏名等に変更があった場合には、正しくお振込みができませんので、あらかじめ登録情報をご確認ください。

登録状況は、
マイナポータルより

おかけ

公金受取口座

にてご確認
いただけます。



登録・詳細についてはデジタル庁のホームページにてご確認ください。▲



（ 健康保険はどんなときに使えるの？ ）

柔道整復（整骨院・接骨院）、はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術について、健康保険の対象となる場合とならない場合があります。健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

健康保険が使えるケース

整骨院・接骨院	急性など外傷性の明らかな打撲・捻挫・挫傷（肉離れ等）・骨折・脱臼 ※骨折・脱臼は、応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。
はり・きゅう	神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・頸椎捻挫後遺症・腰痛症 ※ 医師の同意 が必要です。 ●上記傷病と同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても健康保険の対象となる場合があります。
あん摩・マッサージ	筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等の症状があり、その改善のために医療上必要と認められている場合 ※ 医師の同意 が必要です。

健康保険が使えないケース

整骨院・接骨院	リラクゼーション目的のマッサージ／疲れなどによる単なる肩こりや筋肉疲労／仕事や通勤途中におきた負傷（労災保険からの給付）／神経痛・リウマチ・ヘルニア等の病気からくる痛み・こり
はり・きゅう	医療機関との併用での施術
あん摩・マッサージ	疲労回復や慰安目的のマッサージ



（事業者健診（定期健康診断）結果の提出はお済みですか？）

従業員の皆さまが毎年受けられている事業者健診（定期健康診断）の結果については、協会けんぽ等（保険者）への提出が義務付けられています。（健康保険法第150条）



まずは提出状況を確認ください

1 従業員の方の健診は実施していますか。

NO

健診の実施は労働安全衛生法で定められています。必ず実施しましょう。

Yes

2 実施している健診は協会けんぽの「生活習慣病予防健診」または「人間ドック健診」ですか？

Yes

健診結果は、協会けんぽに提出されています。協会けんぽでは、35歳以上の被保険者の方を対象に「生活習慣病予防健診」および「人間ドック健診」の補助を実施しています。詳しくはこちら▲



NO

3 事業者健診（定期健康診断）のデータ提供について「提供依頼書（同意書）」をすでに協会けんぽへ提出していますか。または、紙の健診結果（写し）を提出していますか。

NO

健診結果を協会けんぽへご提供ください。

事業者健診（定期健康診断）のデータ提供にはまず「提供依頼書」をご提出ください。



提出方法等詳しくはこちら▲

大阪支部に「提供依頼書」を提出している事業所数
2万社以上！

Yes

健診結果は、協会けんぽに提出されています。

＼健診結果をご提出いただくと／

- ①従業員の皆さまの健康維持のサポートを行います！
- ②マイナポータル上で健診結果等を閲覧できます！



スマホ・PCで！

（「電子申請サービス」を是非ご利用ください）



傷病手当金等の各種給付金の受け取りや各種申請が従来よりもスピーディーになります！

1 受付までの所要日数が短縮できます。

紙申請

2～4日程度
（郵送期間として）

電子申請

30～60分程度

2 入力チェック等により記載漏れや記載誤りを軽減することができます。

電子申請の利用条件や詳細については、別途二次元コードよりご確認ください。

電子申請サービス対象申請書一覧はこちら▶



その他電子申請サービスの詳細についてはこちら▶



お問い合わせ

全国健康保険協会 大阪支部

〒530-8507
大阪市北区梅田3-2-2 JPタワー大阪13F

協会けんぽ 大阪 検索

☎ 06-7711-3570（自動音声案内） 受付時間8:30～17:15まで
（土・日・祝日・年末年始を除く）

おかけ間違いにご注意ください